

令和7年3月10日  
横浜税関

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素から、税関の取組みに深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、安心・安全な社会の実現のため、薬物、銃器、テロ関連物品をはじめ、知的財産侵害物品の水際取締りも重要な役割として取り組んでいます。

今般、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、輸出入貨物に対する審査・貨物確認を強化することとしており、期間中に貨物確認の頻度が増加することになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間：令和7年3月12日（水）～3月18日（火）

- ✦ 輸出入申告の際は、貨物の詳細が分かる商品の画像や絵型などの資料を添付していただくようお願いいたします。
- ✦ 保税地域に搬入されている貨物で、知的財産に関する商品や外装などがある場合は、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。
- ✦ 上記のほか、知的財産侵害物品に関して気にかかることなどがありましたら、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。



フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル 0120-461-961

横浜税関 令和7年

# 知的財産侵害物品

# 取締強化期間

令和7年

3/12~

3/18



知的財産侵害物品は、  
日本への持ち込みが禁止されています。

⚠ 知的財産侵害物品を使用することにより、予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。

個人で使用する場合であっても、  
海外の事業者から送付される  
模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、  
**輸入できません!!**

詳細はこちら↓



税関イメージキャラクター  
カスタム君



税関では知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

通報先:税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

☎ 0120-461-961

横浜税関HP:<https://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供はこちら↓

